

1. 基本方針及び基本計画

本区の下水道普及率はすでに100%となっており、生活排水（し尿及び生活雑排水）は公共下水道によって処理しています。今後も、引き続き公共下水道による処理を維持します。

また、事業活動に伴って排出される一般廃棄物として、し尿混じりのビルピット汚泥*や仮設トイレ等のし尿は、自己処理責任の徹底を図り、排出事業者による処理を原則とします。

2. 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条に基づき定めるものです。

3. 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、廃棄物処理法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4. 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

本区では、家庭くみ取りし尿の排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集運搬体制を有している葛飾区に委託して処理します。

図表 48 一般廃棄物の区分と処理主体及び排出状況

区分	収集運搬	処分	排出状況 （令和元 （2019）年度）
家庭くみ取りし尿	台東区 （葛飾区に委託）	東京二十三区清掃 一部事務組合 （品川清掃作業所）	0 kl
浄化槽汚泥*（※）			128 kl
事業系し尿	一般廃棄物 収集運搬業者	一般廃棄物処理業者	150 kl
し尿混じりの ビルピット汚泥			341 kl

※浄化槽汚泥には、ディスポーザー排水システムから発生する汚泥を含みます。